

## 第2節 合戦原遺跡線刻画移設保存の意義

建石 徹（東京文化財研究所）

高妻洋成（奈良文化財研究所）

### 1 史跡の現地保存の原則

史跡（註1）はそれらを構成する各要素が現地で一体的に保存されることが原則とされる。本稿ではこれを「史跡の現地保存の原則」とよぶ。史跡の現地保存の原則は、実は文化財保護法（1950年）あるいは当該文化財類型に関する旧法である史蹟名勝天然紀念物保存法（1919年）の中で明記されたことではない。

世界文化遺産は、土地や土地と一体となった物件、すなわち不動産が対象とされ、そのことは世界遺産条約（1972年）に明記はされていないものの、その第1条には文化遺産の定義として、記念物・建造物といういずれも本来は不動産である類型が示されている。世界遺産条約履行のための作業指針には、真正性（Authenticity）の条件として、「形状・意匠、材料、用途・機能」等とともに「位置・セッティング」が示されており、これにより史跡を含む記念物と建造物の現地保存の原則がうたわれている。

イコモス（ICOMOS国際記念物遺跡会議）が採択し、現在でも効力を有するヴェニス憲章（1964年）では、記念物・建造物は現地保存されることが原則とされ、保存上あるいはきわめて重要な政治的判断がなされるときにのみ、その移設が正当化できる（第7条）とされた。ヴェニス憲章の理念にもとづき、壁画の保存・修復に特化した考えをイコモスが示したのは2003年のことであった（ICOMOS 2003）。この中では壁画の移設に関しては、「壁画の剥離や移動は危険・過激で取り返しのつかない作業であり、壁画の物理組織、素材構造そして美的特徴に深刻な影響を与えるものである。したがって、これらの作業は現地における全ての処置が実行できないという極端な場合においてのみ正当化できるものである。」（第6条）とされ、その際に保存・修復に関わる個人の判断だけではなく、専門のチームの判断によるべきであることが明記された（同条）。

### 2 史跡の現地保存の原則に反する事例

これらを前提としながらも、史跡の現地保存がかなわなかった事例は複数存在する。筆者らが実務を担当した奈良県明日香村の高松塚古墳（特別史跡）における石室（横口式石槨）・壁画の移設（第124図）、同県同村のキトラ古墳（特別史跡）における壁画の移設、岡山県岡山市千足古墳（史跡）における装飾された石障の移設の事例では、考えうるあらゆる角度からの情報収集と議論を尽くした上での苦渋の選択ではあったが、史跡の価値の中枢をなす要素（石室、壁画、石障）を原則に反して移設し、現在に至っている。

「東洋絵画の絶頂」（和辻 1919）とさえいわれた法隆寺金堂壁画は、1949年の不慮の火災により大きく焼損した（註2）。この事故を直接の契機として、既存の国宝保存法（1929年）や史蹟名勝天然紀念物保存法等を統合・発展させた文化財保



第124図 高松塚古墳壁画・石室石材の移設作業（文化庁提供）

護法（1950年）が制定されたことはよく知られていることである。焼損した金堂初層の軸部・壁画等は、現在は金堂現地を離れ、同じ西院伽藍内に設置された収蔵庫の中で大切に保管されている（第125図）。現在、焼損した軸部一式は、金堂（国宝）の附（つけたり）として、焼損した壁画は重要文化財として保護の枠がかけられている。

世界遺産条約が産まれた直接のきっかけといえるエジプト・ヌビア遺跡群における救済キャンペーンは、国際的な文化遺産保護の成功例と考えられるが、現在、「アブ・シンベルからフィエラまでのヌビア遺跡群」として世界文化遺産登録（1979年）がなされた資産は、ダム開発により移設保存されたものである（第126図）。本例は不動産が対象とされる世界文化遺産において、移設保存された資産が登録された珍しい事例といえる。

これらの事例のうち、ヌビア遺跡群の移設はヴェニス憲章にいう「きわめて重要な政治的判断」の結果といえるが、他の事例はいずれも保存上の技術的観点による次善の策として移設されたといえる。朽津信明は、史跡・名勝・天然記念物等の現地保存あるいは現地保存がかなわなかつた事例を多数整理し、それらの対応の背景や意義を考察しており、参考となる（朽津2021）。



第125図 焼損後に移設された法隆寺金堂軸部壁画の現状

（法隆寺金堂壁画保存活用委員会提供）



第126図 移設保存されたヌビア遺跡群（アブ・シンベル神殿）

### 3 合戦原遺跡38号横穴墓線刻画移設に至る経緯と評価

合戦原遺跡38号横穴墓の線刻画の移設に至る経緯は、本書第1章に詳述されているので、ここでは重複を避け、ごく簡単にその概要を整理しながらその折々について若干の評価を加えたい。当該線刻画は発掘調査担当者の山田隆博学芸員により2015年5月26日にはじめて確認された後、はやくも6月2日には県教育委員会文化財保護課の高橋栄一班長が来跡、同4日には辻秀人教授（東北学院大学）、同10日には藤澤敦教授（東北大学）、菊地芳朗教授（福島大学）ら、当地域の古墳時代研究を主導する研究者が来跡され、発見の初期段階でその重要性が正確に認識された。地元行政（町・県）と研究者の迅速かつ適切な対応が、本事業のその後の動向に好影響を与えたことは間違いない。筆者らが現地に伺えたのは7月のことであったが、このときには町・県の共通認識として、当該線刻画あるいは当該横穴墓の重要性は大前提となっていた。

しかしこの重要な線刻画の保存方針の決定が一筋縄ではいかなかつたことも、本書第1章に述べられている通りである。研究者は無論、地元行政にも願わくば現地保存を実現したいという強い思いがあつた一方で、この発掘調査の調査原因（宮城病院地区防災集団移転促進事業・災害公営住宅建設事業）に関する計画変更の困難さ（現地保存に係る難題①）と、この線刻画を現地保存する場合の前提となる壁面の強度がきわめて

脆弱であったこと（現地保存に係る難題②、本書第2章第1節）により、7月17日、齋藤俊夫町長（当時は苦渋の決断ではあったが当該線刻画の現地保存を断念、移設保存等の可能性をさぐる方針を決定された。

上記の現地保存に係る難題2つのうち後者の条件は現地保存に係る難題というだけでなく、移設保存を実現する際にも最重要の課題として私たちに立ちはだかる厳しい条件となった。最終的に20回にわたり学術的・客観的・学際的な議論が重ねられた合戦原遺跡線刻画保存活用検討会は8月21日より開始されたが、当初は当該遺跡、横穴墓、線刻画の魅力や重要性を一同重々に認識しながら（認識しているが故、というべきか）、眼前に迫る対応の検討については八方ふさがりの感すらあった、というのが往時の筆者らの偽らざる心境であった。

この状況が好転したのは、筆者らが提案した移設のための軟弱・脆弱な壁面の強化実験が進んでからのことであった。これは東北歴史博物館の保存科学者・及川規総括研究員と芳賀文絵学芸員の尽力によるところが大きい（本書第2章第2節）。この実験・研究を前提として、線刻画の表面養生についての実験・助言を頂いた国宝修理装潢師連盟、移設作業の実務を請け負われたスタジオ三十三をはじめ、考えうるわが国最高峰の匠が合流され、取り出しに向けた準備が進められた。その後の壁画の取り出し作業と取り出し後の保存処置、町立歴史民俗資料館への移設・展示までの詳細は本書第3章と前節を参照されたい。展示造作の際に壁面の欠落箇所（註3）が大塚オーミ陶業による複製陶板を用いて補われ、観覧者のオリジナルに対する理解を向上させる高い効果をあげたことも特筆される。

合戦原遺跡38号横穴墓の線刻画の移設保存の決定に至る経緯やその一連の過程については、発掘調査の調査原因に係る計画変更の困難さ（現地保存に係る難題①）にのみ起因するものでは決してなかった。現地保存が実現できなかつたもう一つの、そしてむしろ最大の要因は壁面の状態がきわめて脆弱であったこと（現地保存に係る難題②）であった。その意味ではこの移設保存に向けた判断は、先に事例を掲げた現地保存がかなわず次善の策として移設保存がなされた複数の事例と比べても、より積極的に移設保存の判断がなされたといえる。一方で当該線刻画の壁面の状態が予想以上に脆弱であったことは、移設保存を実現する際にも厳しい条件ともなつたことは先述の通りであった。

筆者らは史跡の現地保存の原則を覆すつもりは一切ない。現地保存が困難な事例は多々存在し、これらの現状を克服するための研究・実践の推進は一層必要と考えている（高妻2009他、建石2019他）。一方で現地保存が（特に保存に係る技術的課題により）困難な状況にある史跡・遺跡について、現地保存の原則のみで対峙することは誤りであるとも強く認識している。その際にはイコモス（2003）に明記された「保存・修復に関わる個人の判断だけでなく、専門のチームの判断によるべきこと」が必須となるが、当事業における議論の過程はこれを充分にクリアするものであった。本事業については筆者らを含む「専門のチームの判断」だけでなく、2016年に開催された世界考古学会議（WAC-8）において海外の専門家に対する情報共有と意見聴取がなされ（Yamada and Kido 2016）、経緯と方針の妥当性が国際的にも共感を得て高く評価されたことも書き添えておきたい。

#### 4 展望 一未来につなげるための課題と期待一

ここまで述べてきた通り、本事業における移設保存という判断は原則に反する対応ではあったものの、そこに至る議論の経緯、移設保存方針を実現するための技術的な裏付けやそこに至る実験・研究の妥当性、移設された当該線刻画の展示・活用がなされ地域に充分に位置付いている現状等に鑑みれば、この事業を現地保存がかなわなかつたがゆえに「苦渋の選択」や「次善の策」という言葉のみでネガティブに評価するこ

とはナンセンスであると筆者らは考える。むしろその過程をつまびらかに示すことで、積極的に本事業の成果を発信し続けるべきと認識しており、筆者らもその活動の一翼を担う所存である。

そのうえで、筆者らが現在考えている課題は2つ存在する。いずれも移設・展示された当該線刻画が地域社会に位置付き、復興のシンボルとしての役割さえ果たしつつある現状に即し期待を込めたものと理解されたい。

一つ目は、合戦原遺跡、38号横穴墓、当該線刻画が存在した現地と、町立歴史民俗資料館で展示・活用されている当該線刻画をつなぐための一層の工夫がなされることである。合戦原遺跡の一角にはその重要性に鑑み当初の土地利用計画が見直され保存・整備・公園化がなされた合戦原古墳群があり、新たにこの地に居住の場を移された住民をはじめとする地域の方々が地域の古代史に思いをはせる憩いの場となっていることは高く評価できるが、ぜひ38号横穴墓が存在した現地にも案内板等を置き、この地と町立歴史民俗資料館を一層有機的につなげてほしい。

二つ目は、理念的にも技術的にもきわめて高いレベルで移設保存が実現・成功した当該線刻画を文化財指定し、保護の枠を明確化することである。移設された線刻画は厚さ数ミリではあるが、紛うことなき飛鳥時代にかの地で描かれた線刻画のオリジナルである。

現在の町民の方々の多くは震災後に合戦原遺跡を舞台として実施された発掘調査や当該線刻画の移設保存等に係る一連の経緯をご存じであり、当該線刻画の重要性も広く周知されている印象を受けるが、時を経て代替わり等がなされる中で、地域の記憶が薄れていくであろうことは間違いない。震災後11年を経た現在、ここに掲げたふたつの課題と期待はこれに備える意味でも重要な事項と考える次第である。

## 第4章第2節 註

- 1) 本稿の主な対象は、遺跡を中心とした埋蔵文化財（遺跡と遺物の総体）である。本稿では、史跡として文化財指定された遺跡を「史跡」の語を用い、未指定等の場合は「遺跡」の語を用いることを原則とする。
- 2) 往時は第二次世界大戦による空襲等に備えた対応により、西院伽藍の金堂・五重塔は解体されていた。金堂は上層が解体され、現地に初層のみが遺された状態で敗戦を迎えた。釈迦三尊像をはじめとする堂内の尊像も別置されており、初層のみが遺された内陣で壁画の模写事業がおこなわれていた最中に火災が発生した。
- 3) 当該線刻画の取り出し作業に係る技術的な側面から壁面の一部を取り出しに先行して破壊せざるを得なかった（本書第2章第3節）。当該箇所は他の箇所と同様に充分な記録保存がなされたが、そのデータに基づき高精度複製陶板が制作され、オリジナルが補完された。

## 第4章第2節 引用・参考文献

朽津信明 2021 「文化財の現地保存を考える」『保存科学』60、pp. 111-130

高妻洋成 2009 「遺跡露出展示のための調査法について」『埋蔵文化財の保存・活用における遺構露出展示の成果と課題』 pp. 54-57、奈良文化財研究所

建石 徹 2019 「保存科学—遺跡の露出展示などに関する保存科学的研究—」『日本考古学・最前線』 pp. 255-265、雄山閣

和辻哲郎 1919 『古寺巡礼』岩波書店

ICOMOS (2003) ICOMOS Principles for the Preservation and Conservation-Restoration of Wall Paintings, ICOMOS 14th General Assembly

Yamada,T. and Kido, Y. (2016) The case of Kassenhara site in Miyagi Prefecture relocation and utilization of a line engraved mural discovered as a result of the 2011 Great East Japan Earthquake, The Eight World Archaeological Congress (WAC-8), p240, The World Archaeological Congress